

別添 1

【文例 1】

1 8 千 福 第 号
平成 1 9 年 3 月 日

利用者各位

千葉市長 鶴 岡 啓 一
(公 印 省 略)

障害福祉サービス等決定通知書の送付および受給者証の更新手続きについて

障害福祉サービス及び地域生活支援給付決定通知書を別添のとおりお送りいたします。つきましては《障害福祉サービス受給者証（水色）》の更新手続きのため受給者証にシールを貼り付けますので、お忙しいところ恐縮ですが、下記の期間中にお持ちの受給者証を持参のうえ、福祉事務所までお越しくくださいますようお願いいたします。

記

- 〔受付期間〕平成 19 年 3 月 27 日（火） ～ [土・日・祝日は除く]
〔受付期間〕午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分
〔受付場所〕福祉事務所 福祉サービス課 障害福祉係
区瑞 丁目 番地（ 区役所 1 階）

お持ちいただくもの

- 障害福祉サービス受給者証（水色です）
- 障害福祉サービス決定通知書（今回お送りしたもの）
- 地域生活支援給付決定通知書（障害福祉サービスだけ利用の場合はお送りしていません）

3 月中にお越しいただけない場合

4 月中に必ず来所お願いします。4 月以降のサービス利用には事業者と契約が必要ですが、4 月の 1 ヶ月間に限り、更新前の受給者証（水色）と今回お送りした決定通知書を事業者に提示して利用契約をおこない、決定通知書の内容の範囲内での利用が可能となります。（5 月以降の契約は、受給者証を更新してからとなります。）

【問い合わせ先】

【文例2】

文書番号

平成19年 月 日

利用者各位

千葉市長 鶴岡 啓一
(公 印 省 略)

4月からの(障害福祉サービス)(及び)(地域生活支援給付)に係る
決定通知書(等)の送付について

4月からの障害福祉サービス及び地域生活支援給付の利用申請並びに負担上限月額の変更申請をいただきましたので、同申請に係る決定通知書及び地域生活支援給付受給者証を送付いたします。つきましては、現在お持ちの障害福祉サービス受給者証に新しい支給決定内容を記載したシールを貼り付けますので、お忙しいところ恐縮ですが、月日までに、決定通知書及び障害福祉サービス受給者証を必ずご持参の上、次の問い合わせ先までお越しくださいますようお願いいたします。)

都合がつかず上記の日程にお越しいただけない場合は、必ず問い合わせ先までご連絡をいただきますようお願いいたします。その際、障害福祉サービス受給者証を更新するまでの間に4月からのサービス利用契約を行う場合及び4月1日以降において短期入所サービスを利用する場合につきましては、必ず今回同封した決定通知書及び現在お持ちの受給者証の双方を事業所に提示した上で、同決定通知書の内容の範囲内で行っていただきますようお願いいたします。この取り扱いは4月中までとさせていただきますので、必ず4月中にご来庁いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 〒 -

千葉市 区

福祉事務所福祉サービス課 障害福祉係

担当 電話 043 -